北海道十勝総合振興局告示第　６５　号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項の小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（十勝総合振興局管内沖合海域）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和８年７月１日

北海道知事　鈴木直道

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	備　　考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほっきがい及びえぞばかがい）	十勝総合振興局管内 沖合海域	十海共第１号共同漁業権漁場区域	9月16日から翌年6月15日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	20隻以内	10トン未満	ア　十勝総合振興局管内に住所を有する者 イ　操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	随時	【許可の有効期間】 令和８年１１月１日以前の許可は、令和８年１１月１日から令和９年１０月３１日まで、令和８年１１月２日以降の許可は許可日から令和９年１０月３１日までとする。 【起業の許可の有効期間】 令和８年１１月１日以前の認可は、令和８年１１月１日から令和９年４月３０日まで、令和８年１１月２日以降の認可は認可の日から6ヶ月又は令和９年１０月３１日のいずれか早い日までとする。 【申請書の提出先】 十勝総合振興局産業振興部水産課 【許可等の条件】 　この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、十勝総合振興局長に報告しなければならない。 （２）ほっきがい及びえぞばかがい以外のものを、主たる漁獲の対象としてはならない。 （３）次に掲げるかにが採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。 　ア　甲長８センチメートル以上のけがにの雄がに 　イ　甲幅８センチメートル以上のはなさきがにの雄がに 　ウ　ずわいがに 　エ　べにずわいがに 　オ　たらばがに 　カ　あぶらがに （４）日没から日の出に至るまでの間は、操業してはならない。 （５）知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
		十海共第２号共同漁業権漁場区域	9月16日から翌年6月15日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	20隻以内	10トン未満	ア　十勝総合振興局管内に住所を有する者 イ　操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。		
		十海共第３号共同漁業権漁場区域	9月16日から翌年6月15日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	30隻以内	10トン未満	ア　十勝総合振興局管内に住所を有する者 イ　操業区域に対象とする　魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。		